

税制調査会・金融小委員会（2003年4月15日）

中里 実

経済理論とともに考慮すべき若干の法的視点について

- 1 経済学的に正しい理論が、憲法などにより制約を受けることがある
憲法の制約 — 二元的所得税と法の下での平等
租税であることからくる制約（たとえば、罰則ではないという点） — ピグー税
国際法上の制約 — 課税できない主体の存在（主権免税や、租税条約）
- 2 経済的に望ましい租税制度が、手続的制約により実現されないことがある
立法された制度がそのまま実現されるとは限らない
執行できない制度は、制度の名に値しない
タックスシェルターを用いた課税逃れ圧力は非常に高い — 業界の存在
- 3 原資産に着目した所得課税と、キャッシュフローに着目した所得課税
金融取引の見方
私法の見方 民法や商法によりキャッシュフローに一定の性格付けがなされる
ファイナンスの見方 法的性格にかかわらず単なるキャッシュフローとしてみる
出と、入りと、リスクのみが問題
いずれの見方から制度を仕組むことも理論的には可能だが、現実には前者の方向である
したがって、商品別（法的性格別）に課税が異なりうることになる
すると、経済的に同質のものが、課税上異なる取り扱いを受ける場合が出てくる
例） 保険料と、デリバティブ取引における支払
この点こそが、所得課税最大の問題の一つであるが、簡単な解決方法は存在しない
アドホックに、アンバランスを是正していくしかない
所得分類は困難であり、単純な所得課税の制度を仕組むことは困難である
- 4 損失の引き起こす問題
マイナスをどこまで考慮するか
理論上は、消費でない純資産減少は、差し引かなければならない
しかし、所得類型の存在との関係で、収入金額と無関係の支出は無視されている
人為的な損失の取り扱い
人為的に損失を作り出すことが可能（経済的には損失ではないが課税上は損失）
それを組み込んだ商品を販売する業界の存在（エンロンの報告書）
制度の限界かもしれない
本来差し引くべきものは引けるように、本来差し引くべきでないものは引けないように

5 金融所得課税に関する具体的論点

・金融所得とは何か

その前提として、金融資産や金融取引を定義する必要

そのような定義は果たして可能か

実物に対する金融なのか

投資所得という意味か

実物資産への投資と、金融資産への投資のバランス

・金融所得＝投資収益－経費という包括的な方式は可能か

所得の性質の差を念頭に所得類型ができていない（特に実現主義の制約）

所得類型の背景にある、所得を生み出す私法上の契約関係の個別性

包括化できても、勤労所得とのバランスの問題が残る

・投資先、仲介機関、投資家の全段階を含んだ課税方式の必要性

利子 預金者 銀行 貸付先

配当・株式譲渡益 投資家 証券会社 会社

保険金 家計 保険会社 運用先

部分的に税率をそろえることの無意味さ

・差し引くべきマイナスの問題

投資収益から差し引くべき経費の範囲

投資収益から差し引くべき経費の配分

投資収益から差し引くべき経費の証明

・損益通算の問題

マイナスが出た場合の、勤労所得との損益通算は必要か

そもそも損益通算を行う必要があるのか

人為的に損失が作り出される可能性をどう封ずるのか

・執行の問題

個人納税者段階で課税することの困難

小口多数の納税者と、大口少数の納税者

源泉徴収が不可避であるときに、その位置づけが問題となる

総合課税が原則か、分離課税が不可避か

内国法人に対する源泉徴収は必要か

7 まとめ

課税は分析するために存在する訳ではない

国家活動に必要な財源の調達のために存在する（憲法30条）

他方で、財政目的を達成する際に、できるだけ効率的にすることは必要
経済理論と、法律制度を上手に組み合わせる必要性